

所管課室等	森林整備課
不利益処分の名称	伐採中止, 造林命令
法令の定め	森林法 (昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号) 第 38 条第 1 項
処分基準の内容	
<p>◇森林法</p> <p>第 38 条 都道府県知事は, 第 34 条第 1 項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第 6 項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他不正な手段により同条第 1 項の許可を受けて立木を伐採した者に対し, 伐採の中止を命じ, 又は当該伐採跡地につき, 期間, 方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。</p> <p>◇森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について (法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの保安林)</p> <p>第 5 監督処分</p> <p>4 監督処分の方法</p> <p>法第 38 条の規定による命令は, 次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。なお, (4) には当該命令の内容の実施状況の報告をすべきこと及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。</p> <p>(1) 命令に係る保安林の所在場所</p> <p>(2) 命令の内容</p> <p>(3) 命令を行う理由</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>◇保安林及び保安施設地区の指定, 解除の取扱いについて (法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号までの保安林)</p> <p>第 6 監督処分</p> <p>4 監督処分の方法</p> <p>法第 38 条の規定による命令は, 次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。なお, (4) には当該命令の内容の実施状況の報告をすべきこと及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。</p> <p>(1) 命令に係る保安林の所在場所</p> <p>(2) 命令の内容</p> <p>(3) 命令を行う理由</p> <p>(4) その他必要な事項</p>	
添付書類	